神奈川県立学校に係る部活動の方針

「神奈川県の学校部活動に関する方針(以下「県の方針」という。)」では、「１ 適切な運営のための体制整備 （１)学校部活動に関する方針の策定等」において、「学校設置者及び校長は、それぞれ、ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定すること。」としている。

これに基づく「神奈川県立学校に係る部活動の方針」においては、「県の方針」中の「学校の設置者」を「県教育委員会」と読み替えることとする。

なお、「県の方針」「３ 適切な活動時間・休養日等の設定」については、本方針では次のとおりとする。

● 学期中は、週２日以上の休養日を設定すること。
※ 平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は 少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
※ 休養日は、年間52週と考え、平日及び週末各52日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定すること。

● １日の活動時間は、長くとも平日は１日２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は１日３時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

● 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。
※ 長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日の設定に準ずる。生徒が十分な休養を取ること、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう留意すること。

ア 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえて設定したもの

である。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定していることに留意すること。

（※）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも１週間に１～２日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ　週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教員に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり２日以上の休養日を設けたうえで、平日の活動を週３日以内に抑えつつ、休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応も可能であることに留意すること。
（各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることも可能とする）

ウ　生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とすること。

エ　活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることにも留意すること。

オ　高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）段階においては、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の実態に応じて、活動時間を設定すること。ただし、働き方改革の趣旨、及び、できるだけ短時間に、合理的で効率的・効果的な活動を行うこととしている趣旨を踏まえた適切な活動時間とすること。

カ　校長は、１（１）に掲げる「学校部活動に関する方針」の策定に当たっては、本項の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表すること。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

附　則

この方針は、令和５年６月１日から施行する。

この方針の改訂は、令和８年11月１日から施行する。